## 佐賀県告示第311号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 11 条第 1 項の規定により、令和 4 年 12 月 26 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和4年12月23日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 失効する知事指定薬物の名称
  - (1) 化学名 2-(3-メトキシフェニル) -2-[(プロパン-2-イル) アミノ] シクロヘキサン-1-オン (通称名: MXiPr、 Methoxisopropamine) 及びその塩類
  - (2) 化学名 N-メチル-1-(5-メチルチオフェン-2-イル) プロパン-2-アミン(通称名:5-MMPA、Mephedrene) 及びその塩類
  - (3) 化学名 2-{2-(4-エトキシベンジル)-1H-ベンゾ [d]
    イミダゾール-1-イル}-N, N-ジエチルエタン-1-アミン(通称名: Etazene、Etodesnitazene)及びその塩類
  - (4) 化学名  $N-(1-T \in J-3, 3-\widetilde{y} \neq J-1-J+1)$  化学名  $N-(1-T \in J-3, 3-\widetilde{y} \neq J-1-J+1)$   $N-(1-T \in J-3, 3-\widetilde{y} \neq J-1-J+1)$   $N-(1-T \in J-3, 3-\widetilde{y} \neq J-1-J+1)$   $N-(1-T \in J-3, 3-\widetilde{y} \neq J-1)$   $N-(1-T \in J-3, 3-\widetilde{y} \neq J-1)$  N-(1
  - (5) 化学名 N-  $(1-T \in J-1-T \in J-3-T = J-1)$  ログロパン-2 -イル) -1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド (通称名: APP-BINACA、APP-BUTINACA) 及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。